別添２

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分				徴収基準月額	徴収基準加算月額
					円	円
Ａ階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付受給世帯				0	0
Ｂ階層	Ａ階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯				1,100	110
Ｃ階層	Ａ階層及びＢ階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯				2,250	230
Ｄ階層	Ａ階層、Ｂ階層及びＣ階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下		Ｄ１　階層	2,900	290
		3,001 ～	5,800 円	Ｄ２　〃	3,450	350
		5,801 ～	8,700 円	Ｄ３　〃	3,800	380
		8,701 ～	13,000 円	Ｄ４　〃	4,250	430
		13,001 ～	17,400 円	Ｄ５　〃	4,700	470
		17,401 ～	22,400 円	Ｄ６　〃	5,500	550
		22,401 ～	28,200 円	Ｄ７　〃	6,250	630
		28,201 ～	58,400 円	Ｄ８　〃	8,100	810
		58,401 ～	75,000 円	Ｄ９　〃	9,350	940
		75,001 ～	96,600 円	Ｄ10　〃	11,550	1,160
		96,601 ～	121,800 円	Ｄ11　〃	13,750	1,380
		121,801 ～	175,500 円	Ｄ12　〃	17,850	1,790
		175,501 ～	221,100 円	Ｄ13　〃	22,000	2,200
		221,101 ～	380,800 円	Ｄ14　〃	26,150	2,620
		380,801 ～	549,000 円	Ｄ15　〃	40,350	4,040
		549,001 ～	579,000 円	Ｄ16　〃	42,500	4,250
		579,001 ～	700,900 円	Ｄ17　〃	51,450	5,150
		700,901 ～	849,000 円	Ｄ18　〃	61,250	6,130
		849,001 ～	1,041,000 円	Ｄ19　〃	71,900	7,190
		1,041,001 以上		Ｄ20　〃	全　額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円